

第2新卒者等Uターン就職促進助成金のご案内

兵庫県

— 北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の中小企業のみなさまへ —



地元に戻って
うちの会社で働いて
ほしいなあ

県外からのUターン就職者の 転居費用を事業主が負担した場合 その半額を助成します。

兵庫県で
自分らしい働き方を
見つけたい！



以下の要件に当てはまると助成が受けられます

- ☑ 北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路に本社がある **中小企業**
 - ☑ **45歳未満の第2新卒者等**を正社員として採用した
 - ☑ 採用者は **県外から**上記の**対象地域へ転居した者**である
 - ☑ その転居にかかる費用を **年度内に事業主が支払った**
 - ☑ **労働保険等**に関する手続きを適正に行っている
- ※グループ企業内転勤による転居は対象外です。

以下の場合に対象になります

例①事業主が本人へ支払った

例②事業主が引越業者へ支払った



助成金額

事業主が負担した転居費用の1/2 (100円未満切り捨て)

単身で転居した場合

上限5万円

扶養家族を伴って転居した場合

上限20万円

必要な書類は以下のとおりです

- ① 申請書 (様式第1号、第1号附表)
- ② 転居費用受領書 (様式第2号)
※事業主が採用者本人へ転居費用を支給した場合のみ
- ③ 転居費用を支払ったことを示す書類の写し
(支給明細書、引越業者の領収書等)
- ④ 住民票の写し
(転入日、現住所、前住所の記載があり、扶養家族を伴う者については世帯全員の記載があるもの)
- ⑤ 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し

提出締切

- ① 転居費用の支払日の翌日から2カ月以内
 - ② 当該年度の3月31日(必着)
- いずれか早い日まで

※ 提出は郵送・持参いづれでも結構です。

※ 様式は県HPからダウンロードできます。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/ie09_000000041.html

兵庫県 引越代助成

検索



ご質問・申請はこちら

兵庫県産業労働部しごと支援課しごと企画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

TEL 078 (362) 3227

FAX 078 (362) 9473